# 第14章　水 防 訓 練

## 1　水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年１回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関および水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。